

函館市税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和7年8月29日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第54号

函館市税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

函館市税条例の一部を改正する条例（令和7年函館市条例第8号）の施行期日は、令和8年4月1日とする。